別表第二「居住資格」(在留活動の制限なし)

在留資格	本邦において有する身分又は地位	該当例	在留期間
永住者	法務大臣が永住を認める者	法務大臣から永住 の許可を受けた者 (入管特例法の「特 別永住者」を除く。)	無期限
日本人の 配偶者等	日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者	日本人の配偶者・ 子・特別養子	5年, 3年, 1年 又は6月
	永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本 邦に在留している者	永住者・特別永住 者の配偶者及び本 邦で出生し引き続 き在留している子	5年, 3年, 1年 又は6月
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	第三国定住難民, 日系3世,中国残 留邦人等	5年,3年,1 年,6月又は法 務大臣が個々に 指定する期間(5 年を超えない範 囲)